

〔電子申請に関すること〕

- Q17. 電子申請のみ行い、保険料等の納付を後で行うことはできますか。
- A. 電子申請のみを行うことも可能です。
保険料等につきましては、納付期限までに、P3に記載の方法により納付をお願いいたします。また、電子納付もご利用いただけます。(詳しくはP29を参照。)(電子申請の際のシステム操作において電子納付を選択された場合でも、必ずしも電子納付を行う必要はありません。)
- Q18. 他の行政機関等に対し、年度更新申告書の控を提出する必要がありますが、電子申請をした場合、控はもらえますか。
- A. 電子申請をされた手続につきましては、控をお渡ししておりません。
電子申請をされた手続の審査状況は「履歴表示」画面(P28の右下を参照。)で確認いただけます。この画面(受理された手続は「手続終了」と表示されます。)と、電子申請時の年度更新申告書様式イメージをプリントアウトしていただければ、申告が受理されたことを確認いただけます。